

令和8年3月 富山市議会定例会議案

	世帯数	人口	面積
令和8年1月31日現在（住民基本台帳）	188,029	401,073	1,241.70 km ²

目 次

議案第 1 号	令和8年度富山市一般会計予算	1 頁
議案第 2 号	令和8年度富山市公債管理特別会計予算	1 1
議案第 3 号	令和8年度富山市駐車場事業特別会計予算	1 5
議案第 4 号	令和8年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	1 9
議案第 5 号	令和8年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算	2 3
議案第 6 号	令和8年度富山市介護保険事業特別会計予算	2 7
議案第 7 号	令和8年度富山市国民健康保険事業特別会計予算	3 1
議案第 8 号	令和8年度富山市企業団地造成事業特別会計予算	3 5
議案第 9 号	令和8年度富山市山田地域レクリエーション・観光施設事業特別会計予算	3 9
議案第 1 0 号	令和8年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算	4 5
議案第 1 1 号	令和8年度富山市競輪事業特別会計予算	4 9
議案第 1 2 号	令和8年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算	5 3
議案第 1 3 号	令和8年度富山市軌道整備事業特別会計予算	5 7
議案第 1 4 号	令和8年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算	6 0
議案第 1 5 号	令和8年度富山市水道事業会計予算	6 3
議案第 1 6 号	令和8年度富山市工業用水道事業会計予算	6 7
議案第 1 7 号	令和8年度富山市公共下水道事業会計予算	6 9
議案第 1 8 号	令和8年度富山市病院事業会計予算	7 3
議案第 1 9 号	令和8年度富山市農業集落排水事業会計予算	7 7
議案第 2 0 号	富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件	8 0
議案第 2 1 号	富山市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件	8 1
議案第 2 2 号	富山市旅費支給条例及び富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	8 3

議案第 2 3 号	富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 6
議案第 2 4 号	富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	9 8
議案第 2 5 号	富山市民プラザホール条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 0
議案第 2 6 号	富山市舞台芸術パーク条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 1
議案第 2 7 号	富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 2
議案第 2 8 号	富山市婦中ふれあい館条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 3
議案第 2 9 号	富山市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 4
議案第 3 0 号	富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 5
議案第 3 1 号	富山市大沢野健康福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 6
議案第 3 2 号	富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 8
議案第 3 3 号	富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	1 1 3
議案第 3 4 号	富山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件	1 1 4
議案第 3 5 号	富山市呉羽会館条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 7
議案第 3 6 号	富山市新保文化会館条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 8
議案第 3 7 号	富山市富南会館条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 9
議案第 3 8 号	富山市水橋会館条例の一部を改正する条例制定の件	1 3 0
議案第 3 9 号	富山市大久保ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定の件	1 3 1
議案第 4 0 号	富山市大沢野会館条例の一部を改正する条例制定の件	1 3 2
議案第 4 1 号	富山市大山会館条例の一部を改正する条例制定の件	1 3 3
議案第 4 2 号	富山市八尾コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定の件	1 3 4

議案第 4 3 号	富山市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 5
議案第 4 4 号	富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件……	1 3 6
議案第 4 5 号	富山市富山南総合公園文化体育施設条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 4 0
議案第 4 6 号	富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 4 1
議案第 4 7 号	富山市商工業振興条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 4 5
議案第 4 8 号	富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 4 6
議案第 4 9 号	富山国際会議場条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 4 7
議案第 5 0 号	富山市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 4 9
議案第 5 1 号	富山市山田自然休養村条例の一部を改正する条例制定の件…	1 5 0
議案第 5 2 号	富山市職業訓練センター条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 5 1
議案第 5 3 号	富山市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件…	1 5 2
議案第 5 4 号	富山市農業集落汚水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 5 3
議案第 5 5 号	富山市 2 1 世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 5 4
議案第 5 6 号	富山市割山森林公園条例の一部を改正する条例制定の件……	1 5 5
議案第 5 7 号	富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 5 8
議案第 5 8 号	富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 5 9
議案第 5 9 号	富山市馬場家条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 6 0
議案第 6 0 号	富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 6 1
議案第 6 1 号	富山市まちなか賑わい広場等条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 6 2
議案第 6 2 号	富山市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 6 3

議案第 6 3 号	富山市地域広場条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 6 4
議案第 6 4 号	富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置 等に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 6 5
議案第 6 5 号	富山市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件……	1 6 6
議案第 6 6 号	富山市下水道条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 6 7
議案第 6 7 号	富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制 定の件……………	1 6 8
議案第 6 8 号	辺地に係る総合整備計画策定の件……………	1 7 0
議案第 6 9 号	財産の無償貸付の件……………	1 7 6
議案第 7 0 号	財産の無償貸付の件……………	1 7 7
議案第 7 1 号	市道路線の認定及び廃止の件……………	1 7 8

一 般 会 計

議案第 1 号

令和 8 年度富山市一般会計予算

令和 8 年度富山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9 9 , 7 7 6 , 1 0 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 2 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		81,555,167
	1 市民税	36,265,167
	2 固定資産税	32,989,000
	3 軽自動車税	1,382,000
	4 市たばこ税	2,692,000
	5 入湯税	46,000
	6 事業所税	3,856,000
	7 都市計画税	4,325,000
2 地方譲与税		1,407,000
	1 地方揮発油譲与税	272,000
	2 自動車重量譲与税	1,000,000
	3 森林環境譲与税	115,500
	4 特別とん譲与税	2,500
	5 航空機燃料譲与税	17,000
3 利子割交付金		162,000
	1 利子割交付金	162,000
4 配当割交付金		512,000
	1 配当割交付金	512,000
5 株式等譲渡所得割交付金		820,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	820,000
6 法人事業税交付金		1,270,000
	1 法人事業税交付金	1,270,000
7 地方消費税交付金		12,325,000
	1 地方消費税交付金	12,325,000
8 ゴルフ場利用税交付金		54,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	54,000
9 地方特例交付金		689,000
	1 地方特例交付金	665,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	24,000
10 地方交付税		20,500,000
	1 地方交付税	20,500,000
11 交通安全対策特別交付金		50,000
	1 交通安全対策特別交付金	50,000
12 分担金及び負担金		70,970

(単位 千円)

款	項	金額
	1 分担金	12,806
	2 負担金	58,164
13 使用料及び手数料		2,641,539
	1 使用料	2,279,711
	2 手数料	361,828
14 国庫支出金		34,036,224
	1 国庫負担金	23,431,345
	2 国庫補助金	10,503,197
	3 委託金	101,682
15 県支出金		15,467,923
	1 県負担金	8,929,316
	2 県補助金	5,762,018
	3 委託金	776,589
16 財産収入		1,064,490
	1 財産運用収入	695,307
	2 財産売払収入	369,183
17 寄附金		352,881
	1 寄附金	352,881
18 繰入金		2,575,777
	1 特別会計繰入金	334,151
	2 基金繰入金	2,241,626
19 諸収入		4,071,736
	1 延滞金、加算金及び過料	100,001
	2 市預金利子	27,025
	3 貸付金元利収入	1,250,875
	4 受託事業収入	57,913
	5 収益事業収入	220,000
	6 雑入	2,415,922
20 市債		20,150,400
	1 市債	20,150,400
歳 入	合 計	199,776,107

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		791,617
	1 議会費	791,617
2 総務費		28,623,037
	1 総務管理費	13,436,048
	2 企画費	12,312,823
	3 徴税費	1,478,971
	4 戸籍住民基本台帳費	843,970
	5 選挙費	47,677
	6 防災費	330,801
	7 統計調査費	82,074
	8 監査委員費	90,673
3 民生費		77,258,340
	1 社会福祉費	34,050,251
	2 児童福祉費	37,310,341
	3 生活保護費	5,309,350
	4 市民生活費	475,517
	5 青少年女性費	112,880
	6 災害救助費	1
4 衛生費		12,804,861
	1 保健衛生費	6,134,634
	2 環境衛生費	6,670,227
5 労働費		729,502
	1 労働諸費	729,502
6 農林水産業費		5,309,805
	1 農業費	1,929,708
	2 農地費	2,361,542
	3 林業費	709,992
	4 水産業費	308,563
7 商工費		4,231,685
	1 商工費	4,231,685
8 土木費		25,202,720
	1 土木管理費	736,015
	2 道路橋りょう費	6,632,650
	3 河川水路費	799,606

(単位 千円)

款	項	金額
	4 港湾費	2,441
	5 都市計画費	16,263,693
	6 住宅費	768,315
9 消防費		5,823,177
	1 消防費	5,823,177
10 教育費		14,333,311
	1 教育総務費	3,903,611
	2 小学校費	4,218,255
	3 中学校費	2,738,683
	4 幼稚園費	319,649
	5 社会教育費	3,153,113
11 災害復旧費		2,173,023
	1 農林水産施設災害復旧費	1,891,023
	2 公共土木施設災害復旧費	282,000
12 公債費		22,395,029
	1 公債費	22,395,029
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出	合 計	199,776,107

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	旧八人町小学校跡地活用事業費 (旧八人町小学校・幼稚園解体)	531,960	令和8年度	425,568
				令和9年度	106,392
		公民館建設事業費 (蜷川公民館解体)	160,670	令和8年度	144,603
				令和9年度	16,067
3 民生費	2 児童福祉費	保育所建設事業費 (((仮称)月岡認定こども園)	1,347,250	令和8年度	538,900
				令和9年度	808,350
4 衛生費	2 環境衛生費	斎場管理費 (婦負斎場)	846,437	令和8年度	2,783
				令和9年度	843,654
7 商工費	1 商工費	観光施設費 (牛岳温泉グリーンパルス解体)	400,000	令和8年度	160,000
				令和9年度	240,000
10 教育費	5 社会教育費	文化財保護事業費 (旧森家住宅防災設備工事)	127,560	令和8年度	70,158
				令和9年度	57,402

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠システム構築業務委託費	令和 9 年度	716,424
ガラス美術館展覧会開催事業費	自令和 8 年度至令和 9 年度	30,000
ガラス美術館広報活動事業費	自令和 8 年度至令和 9 年度	5,000
納税通知書等運搬業務委託費	自令和 8 年度至令和 9 年度	600
塵芥収集車購入費	自令和 8 年度至令和 10 年度	55,095
し尿汲み取り手数料徴収システム構築業務委託費	自令和 8 年度至令和 9 年度	15,166
一般財団法人富山勤労総合福祉センターの勤労総合福祉施設整備費元利償還金補助金	自令和 9 年度至令和 11 年度	22,480 及び利子相当額
(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業費	自令和 8 年度至令和 19 年度	3,200,000 上記金額に物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税による増減額を加算した額の範囲内
大久保小学校長寿命化対策事業(その2)設計業務委託費	自令和 8 年度至令和 9 年度	16,200
小学校体育館空調整備事業費	自令和 8 年度至令和 11 年度	5,331,000
中学校体育館空調整備事業費	自令和 8 年度至令和 11 年度	2,340,000
富山市土地開発公社による公共用地等先行取得事業費	自令和 8 年度至令和 18 年度	400,000 及び利子相当額
富山市土地開発公社事業資金債務保証	自令和 8 年度至令和 18 年度	400,000 及び利子相当額

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理費	3,033,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
企画費	5,684,100			
社会福祉費	174,600			
児童福祉費	1,507,400			
保健衛生費	4,100			
環境衛生費	1,375,200			
農業費	36,000			
農地費	459,300			
林業費	86,300			
水産業費	85,500			
商工費	202,500			
道路橋りょう費	1,625,600			
河川水路費	450,600			
都市計画費	2,955,700			
住宅費	92,200			
消防費	790,300			
教育総務費	42,200			
小学校費	214,800			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校費	476,000			
幼稚園費	140,000			
社会教育費	303,800			
農林水産施設 災害復旧費	285,900			
公共土木施設 災害復旧費	124,600			

公 債 管 理 特 別 会 計

議案第 2 号

令和 8 年度富山市公債管理特別会計予算

令和 8 年度富山市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,871,921 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		22,387,138
	1 一般会計繰入金	22,387,138
2 市債		3,484,783
	1 市債	3,484,783
歳 入	合 計	25,871,921

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公債費		25,871,921
	1 公債費	25,871,921
歳 出 合 計		25,871,921

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換費	3,484,783	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

駐 車 場 事 業 特 別 会 計

議案第 3 号

令和8年度富山市駐車場事業特別会計予算

令和8年度富山市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ277,398千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		32,877
	1 使用料	32,877
2 財産収入		4,017
	1 財産運用収入	4,017
3 諸収入		240,504
	1 雑入	240,504
歳 入 合 計		277,398

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 駐車場費		277,398
	1 駐車場管理費	277,398
歳 出 合 計		277,398

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

議案第 4 号

令和8年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
令和8年度富山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,110千円
と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表
歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の
規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債
の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		6,380
	1 一般会計繰入金	6,380
2 繰越金		29,191
	1 繰越金	29,191
3 諸収入		27,109
	1 貸付金元利収入	27,108
	2 雑入	1
4 市債		8,430
	1 市債	8,430
歳 入 合 計		71,110

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		71,110
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	71,110
歳 出	合 計	71,110

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	8,430	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条 第2項、同法施行令第42条の規定によ る。

後期高齢者医療事業特別会計

議案第 5 号

令和8年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度富山市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,964,801千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		7,024,558
	1 後期高齢者医療保険料	7,024,558
2 繰入金		7,911,478
	1 一般会計繰入金	7,911,478
3 諸収入		28,765
	1 受託事業収入	8,593
	2 償還金及び還付加算金	18,100
	3 雑入	72
	4 延滞金及び過料	2,000
歳入	合計	14,964,801

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		168,315
	1 総務管理費	145,678
	2 徴収費	22,637
2 後期高齢者医療広域連合納付金		14,777,095
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	14,777,095
3 諸支出金		18,391
	1 償還金及び還付加算金	18,100
	2 繰出金	291
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	14,964,801

介 護 保 険 事 業 特 別 会 計

議案第 6 号

令和 8 年度富山市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度富山市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 47,370,279 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 保険料		9,790,127
	1 介護保険料	9,790,127
2 使用料及び手数料		2,280
	1 総務手数料	2,280
3 国庫支出金		10,732,335
	1 国庫負担金	8,217,491
	2 国庫補助金	2,514,844
4 支払基金交付金		12,486,974
	1 支払基金交付金	12,486,974
5 県支出金		6,563,436
	1 県負担金	6,387,187
	2 県補助金	176,249
6 財産収入		54,201
	1 財産運用収入	54,201
7 繰入金		7,722,546
	1 一般会計繰入金	7,008,644
	2 基金繰入金	713,902
8 諸収入		18,380
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 第三者納付金	15,000
	3 返納金	1
	4 雑入	3,377
歳入	合計	47,370,279

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		829,617
	1 総務管理費	378,276
	2 徴収費	47,299
	3 介護認定審査会費	399,616
	4 趣旨普及費	4,426
2 保険給付費		44,952,479
	1 介護サービス等諸費	42,065,981
	2 介護予防サービス等諸費	958,264
	3 その他諸費	50,701
	4 高額介護サービス等費	1,076,094
	5 高額医療合算介護サービス費	153,907
	6 特定入所者介護サービス等費	647,532
3 地域支援事業費		1,356,775
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,188,783
	2 一般介護予防事業費	63,543
	3 包括的支援事業・任意事業費	104,449
4 基金積立金		54,205
	1 基金積立金	54,205
5 諸支出金		177,203
	1 償還金及び還付加算金	20,150
	2 繰出金	157,053
歳 出	合 計	47,370,279

国民健康保険事業特別会計

議案第 7 号

令和8年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度富山市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,695,371千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		5,757,321
	1 国民健康保険料	5,757,321
2 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2
3 県支出金		22,752,560
	1 県負担金・補助金	22,752,560
4 財産収入		35,543
	1 財産運用収入	35,543
5 繰入金		3,124,645
	1 一般会計繰入金	1,955,658
	2 基金繰入金	1,168,987
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		25,299
	1 延滞金、加算金及び過料	3,003
	2 雑入	22,296
歳 入	合 計	31,695,371

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		438,017
	1 総務管理費	360,680
	2 運営協議会費	280
	3 趣旨普及費	2,744
	4 特別対策事業費	74,313
2 保険給付費		22,271,245
	1 療養諸費	19,153,251
	2 高額療養費	3,050,081
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	54,523
	5 葬祭諸費	12,990
	6 傷病手当金	200
3 国民健康保険事業費納付金		8,622,215
	1 医療給付費分	5,814,809
	2 後期高齢者支援金等分	1,926,587
	3 介護納付金分	680,937
	4 子ども・子育て支援納付金分	199,882
4 保健事業費		284,740
	1 特定健康診査等事業費	202,966
	2 保健事業費	81,774
5 基金積立金		35,543
	1 基金積立金	35,543
6 公債費		2,000
	1 公債費	2,000
7 諸支出金		40,611
	1 償還金及び還付加算金	40,611
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	31,695,371

企業団地造成事業特別会計

議案第 8 号

令和8年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

令和8年度富山市の企業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,023千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		32,512
	1 財産運用収入	32,512
2 繰入金		92,511
	1 一般会計繰入金	92,511
歳 入	合 計	125,023

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 企業団地造成事業費		32,662
	1 企業団地造成事業費	32,662
2 公債費		92,361
	1 公債費	92,361
歳 出 合 計		125,023

山田地域レクリエーション・観光施設事業特別会計

議案第 9 号

令和8年度富山市山田地域レクリエーション・観光施設事業特別会計予算

令和8年度富山市の山田地域レクリエーション・観光施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,272千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和8年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,622
	1 使用料	5,622
2 繰入金		80,141
	1 一般会計繰入金	80,141
3 諸収入		9
	1 雑入	9
4 市債		37,500
	1 市債	37,500
歳 入 合 計		123,272

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 山田地域レクリエーション・観光施設事業費		123,272
	1 山田地域レクリエーション・観光施設事業費	123,272
歳 出 合 計		123,272

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山市牛岳温泉健康センター管理運営費	自令和 10 年度至令和 19 年度	446,000

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
山 田 地 域 レクリエーション・ 観光施設事業費	37,500	普通貸借 又 は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。

牛岳温泉スキー場事業特別会計

議案第 1 0 号

令和 8 年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

令和 8 年度富山市の牛岳温泉スキー場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 0 2, 7 6 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業収入		100,150
	1 事業収入	100,150
2 財産収入		337
	1 財産運用収入	337
3 繰入金		58,239
	1 一般会計繰入金	58,239
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		334
	1 雑入	334
6 市債		43,700
	1 市債	43,700
歳 入 合 計		202,761

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 スキー場事業費		172,592
	1 スキー場事業費	172,592
2 公債費		30,169
	1 公債費	30,169
歳 出 合 計		202,761

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
スキー場事業費	43,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

競 輪 事 業 特 別 会 計

議案第 1 1 号

令和 8 年度富山市競輪事業特別会計予算

令和 8 年度富山市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 2, 0 9 6, 7 2 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 競輪事業収入		31,976,047
	1 競輪事業収入	31,976,047
2 財産収入		48,635
	1 財産運用収入	48,635
3 繰入金		20,000
	1 基金繰入金	20,000
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		51,040
	1 雑入	51,040
歳 入	合 計	32,096,722

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 競輪費		32,096,722
	1 競輪費	32,096,722
歳 出 合 計		32,096,722

第 2 表 債務負擔行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山競輪包括業務委託費	自令和 9 年度至令和 15 年度	3, 9 8 5, 3 9 0

公設地方卸売市場事業特別会計

議案第 1 2 号

令和 8 年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

令和 8 年度富山市の公設地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 8 2, 0 4 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		159,007
	1 使用料	159,007
2 財産収入		117,106
	1 財産運用収入	117,106
3 繰入金		448,549
	1 一般会計繰入金	448,549
4 諸収入		55,584
	1 雑入	55,584
5 市債		1,800
	1 市債	1,800
歳 入 合 計		782,046

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公設地方卸売市場費		697,766
	1 総務管理費	191,203
	2 建設事業費	506,563
2 公債費		84,280
	1 公債費	84,280
歳 出	合 計	782,046

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公設地方卸売 市場事業費	1,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

軌道整備事業特別会計

議案第 1 3 号

令和 8 年度富山市軌道整備事業特別会計予算

令和 8 年度富山市の軌道整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 8, 5 4 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		23,315
	1 使用料	23,315
2 財産収入		52
	1 財産運用収入	52
3 寄附金		3,000
	1 寄附金	3,000
4 諸収入		124
	1 雑入	124
5 繰越金		2,054
	1 繰越金	2,054
歳 入	合 計	28,545

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 軌道整備事業費		28,545
	1 軌道整備事業費	28,545
歳 出 合 計		28,545

賃貸住宅・店舗事業特別会計

議案第 1 4 号

令和 8 年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

令和 8 年度富山市の賃貸住宅・店舗事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 4, 2 2 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		84,909
	1 使用料	84,909
2 財産収入		749
	1 財産運用収入	749
3 諸収入		8,565
	1 雑入	8,565
歳 入 合 計		94,223

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 賃貸住宅・店舗事業費		59,809
	1 総務費	59,809
2 公債費		34,414
	1 公債費	34,414
歳 出 合 計		94,223

水 道 事 業 会 計

議案第 15 号

令和 8 年度富山市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度富山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 栓 数	199,068 栓
(2) 年間総給水量	42,672,000 m ³
(3) 1日平均給水量	116,910 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配 水 施 設 費	4,811,145 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益	9,189,074 千円	
第 1 項 営 業 収 益	8,099,871 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	1,082,873 千円	
第 3 項 特 別 利 益	6,330 千円	
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費	7,983,518 千円	
第 1 項 営 業 費 用	7,194,266 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用	777,482 千円	
第 3 項 特 別 損 失	11,270 千円	
第 4 項 予 備 費	500 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,955,049 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,468,030 千円、当年度分損益勘定留保資金 2,094,240 千円及び当年度分消費税及び

地方消費税資本的収支調整額 392,779千円で補填するものとする。)

収		入
第1款	資本的収入	3,977,051千円
第1項	企業債	2,950,000千円
第2項	他会計出資金	67,458千円
第3項	他会計負担金	14,320千円
第4項	固定資産売却代金	984千円
第5項	国庫補助金	679,712千円
第6項	工事負担金	264,577千円
支		出
第1款	資本的支出	7,932,100千円
第1項	建設改良費	5,575,050千円
第2項	企業債償還金	2,357,050千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良 費	施設 更新 事業	656,500千円	令和8年度	298,550千円
				令和9年度	357,950千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
井栗谷加圧場ワンループ コントローラ取替工事 事業	自令和8年度 至令和9年度	5,500千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業建設改良事業費	2,950,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができ

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 913,823千円

(2) 交際費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、51,845千円と定める。

令和8年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

工業用水道事業会計

議案第 16 号

令和 8 年度富山市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度富山市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	19事業所
(2) 年間総給水量	31,937,500 m ³
(3) 1日平均給水量	87,500 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 工業用水道事業収益		486,155 千円
第 1 項 営業収益		456,706 千円
第 2 項 営業外収益		29,449 千円
	支	出
第 1 款 工業用水道事業費		363,411 千円
第 1 項 営業費用		334,700 千円
第 2 項 営業外費用		27,673 千円
第 3 項 特別損失		938 千円
第 4 項 予備費		100 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 94,540 千円は、過年度分損益勘定留保資金 87,871 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,669 千円で補填するものとする。)。

収		入
第1款	資 本 的 収 入	8 千 円
第1項	固 定 資 産 売 却 代 金	8 千 円
支		出
第1款	資 本 的 支 出	9 4 , 5 4 8 千 円
第1項	建 設 改 良 費	7 3 , 3 7 8 千 円
第2項	企 業 債 償 還 金	2 1 , 1 7 0 千 円
	(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3 5 , 5 7 3 千 円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、110千円と定める。

令和8年2月27日提出

富山市長 藤 井 裕 久

公共下水道事業会計

議案第 17 号

令和 8 年度富山市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度富山市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	129,184 戸
(2) 年間総処理水量	56,455,042 m ³
(3) 1日平均処理水量	154,671 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
公共下水道築造費	4,684,750 千円
流域関連公共下水道築造費	607,000 千円
特定環境保全公共下水道築造費	267,200 千円
流域関連特定環境保全公共下水道築造費	178,000 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款	下水道事業収益	16,663,630 千円
第 1 項	営業収益	12,631,565 千円
第 2 項	営業外収益	4,032,065 千円
支		出
第 1 款	下水道事業費	15,126,228 千円
第 1 項	営業費用	13,763,575 千円
第 2 項	営業外費用	1,345,653 千円
第 3 項	特別損失	16,000 千円
第 4 項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,192,090 千円

は、過年度分損益勘定留保資金2,230,428千円、当年度分損益勘定留保資金3,646,184千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額315,478千円で補填するものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		8,061,999千円
第1項	企業債		3,698,932千円
第2項	国庫補助金		2,507,137千円
第3項	他会計出資金		1,738,048千円
第4項	負担金及び分担金		114,368千円
第5項	貸付金返還金		3,514千円
		支	出
第1款	資本的支出		14,254,089千円
第1項	建設改良費		6,540,286千円
第2項	企業債償還金		7,708,803千円
第3項	投資		5,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	1	浜黒崎浄化センター沈砂池ポンプ棟外設備更新事業	2,734,000千円	令和8年度	96,000千円
				令和9年度	760,000千円
				令和10年度	1,878,000千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	浜黒崎浄化センター消化タンク更新事業	3,412,000千円	令和8年度	85,000千円
				令和9年度	736,000千円
				令和10年度	2,591,000千円
		大山水処理場監視制御設備更新事業	639,000千円	令和8年度	374,000千円
				令和9年度	265,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業費	3,227,500千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
借換費	471,432千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における

項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 692,691千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、33,849千円である。

令和8年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

病 院 事 業 会 計

議案第 18 号

令和 8 年度富山市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度富山市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一 般	精 神	感 染 症	計
502 床	50 床	6 床	558 床

(2) 年 間 患 者 数

入 院	149,650 人	外 来	231,110 人
-----	-----------	-----	-----------

(3) 一 日 平 均 患 者 数

入 院	410 人	外 来	959 人
-----	-------	-----	-------

(4) 主要な建設改良事業

施設工事費、資産購入費及びリース資産購入費

1,371,316 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、企業債（経営改善推進事業）800,000 千円を借り入れる。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		14,845,116 千円
第 1 項 医 業 収 益		13,397,102 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		1,448,004 千円
第 3 項 特 別 利 益		10 千円
	支	出
第 1 款 病院事業費		15,768,268 千円
第 1 項 医 業 費 用		15,413,981 千円
第 2 項 医 業 外 費 用		353,987 千円

第3項 予備費 300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額768,511千円は、過年度分損益勘定留保資金634,528千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額121,659千円並びに引継未収金12,324千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,438,772千円
第1項 企業債	1,307,900千円
第2項 出資金	130,862千円
第3項 寄附金	10千円

支 出

第1款 資本的支出	2,207,283千円
第1項 建設改良費	1,371,316千円
第2項 企業債償還金	835,967千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ14,751千円及び2,427千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
まちなか病院給食業務委託費	自令和8年度 至令和11年度	148,989千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業建設改良事業費	1,307,900千円	普通貸借又は証券発行	5.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができ
病院事業経営改善推進事業費	800,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款病院事業費のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,462,533千円

(2) 交際費 320千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、517,384千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,628,420千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	医 療 器 械	デジタルガンマカメラ	1 台
	医 療 器 械	ホルミニウムレーザー装置	1 台
	備 品	電子カルテシステム	1 式
	備 品	内視鏡部門システム	1 式

令和 8 年 2 月 2 7 日 提 出

富 山 市 長 藤 井 裕 久

農業集落排水事業会計

議案第 19 号

令和 8 年度富山市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度富山市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	6,081 戸
(2) 年間総処理水量	1,497,682 m ³
(3) 1日平均処理水量	4,103 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管路建設改良費	65,000 千円
処理場建設改良費	20,100 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款	農業集落排水事業収益	1,442,541 千円
第 1 項	営業収益	354,290 千円
第 2 項	営業外収益	1,088,251 千円
支		出
第 1 款	農業集落排水事業費用	1,301,533 千円
第 1 項	営業費用	1,238,823 千円
第 2 項	営業外費用	61,418 千円
第 3 項	特別損失	792 千円
第 4 項	予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 535,799 千円は、過年度分損益勘定留保資金 45,071 千円、当年度分損益勘定留保資金 485,974 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本

的収支調整額 4, 7 5 4 千円で補填するものとする。)

収		入
第 1 款	資 本 的 収 入	1 6 9, 5 3 1 千円
第 1 項	企 業 債	4 9, 9 0 0 千円
第 2 項	他 会 計 出 資 金	8 6, 6 3 2 千円
第 3 項	負 担 金 及 び 分 担 金	3 2, 8 0 0 千円
第 4 項	長 期 貸 付 金 償 還 金	1 9 9 千円

支		出
第 1 款	資 本 的 支 出	7 0 5, 3 3 0 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	8 5, 1 0 0 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	6 1 9, 2 3 0 千円
第 3 項	投 資	1, 0 0 0 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農業集落排水事業費	49,900千円	普通貸借又は証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、1, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 1 款 農業集落排水事業費用のうち、第 1 項 営業費用、第 2 項

営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 40,813千円

(他会計からの補助金)

第9条 農業集落排水事業費用の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、147,575千円である。

令和8年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

議案第 20 号

富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件
富山市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市事務分掌条例の一部を改正する条例
富山市事務分掌条例（平成 17 年富山市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

2 財務部の項第 5 号を削り、10 活力都市創造部の項に次の 1 号を加える。

(6) 住宅及び空き家対策に関する事項

11 建設部の項第 3 号中「住宅及び」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 号

富山市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
富山市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市行政手続条例の一部を改正する条例

富山市行政手続条例（平成 1 7 年富山市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号、第 4 条、第 1 3 条及び第 1 4 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改め

る。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富山市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 2 2 号

富山市旅費支給条例及び富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市旅費支給条例及び富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市旅費支給条例及び富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(富山市旅費支給条例の一部改正)

第 1 条 富山市旅費支給条例(平成 1 7 年富山市条例第 6 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「勤務場所」を「勤務公署(任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次号において同じ。)」に改め、同項第 3 号中「から勤務場所」を「から勤務公署」に、「旧勤務場所から新勤務場所」を「旧勤務公署から新勤務公署」に改め、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしない」を「婚姻の届出をしていない」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加え、同条第 2 項を削る。

(7) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号)第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」とい

う。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

第3条第1項各号列記以外の部分中「職員」の次に「又はその遺族」を加え、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

第3条第1項に次の1号を加える。

(4) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

第3条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員が前項第2号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

第3条に次の3項を加える。

5 第1項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第3項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項及び第3項から第5項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に、「行わなければ」を「行われなければ」に改め、同項第2号中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同条に次の3項を加える。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第22条を第26条とし、第21条を第25条とする。

第20条第1項中「当該旅行における」を「市以外の者から旅費

の支給を受ける場合その他旅行における」に、「当該旅行の」を「旅行の」に、「、不当」を「不当」に改め、同条を第22条とし、同条の次に次の2条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（自家用自動車を利用する移動に係るものを除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第7条第1項各号、第8条第1項各号、第9条第1項各号及び第10条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費（自家用自動車移動に係るもの及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第11条、第12条、第14条、第15条第1項及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の返納）

第24条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第19条中「の外国旅費」を削り、同条を第21条とする。

第18条第1項中「第3条第1項第2号」を「第3条第1項第3

号又は第4号」に、「次の各号に規定する旅費」を「出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同項各号及び同条第2項を削り、同条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅行依頼等の旅費)

第20条 第3条第3項又は第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が市長と協議して定める旅費とする。

第7条から第17条までを削る。

第6条の前の見出しを削り、同条中「旅費は」の次に「、第6条に規定する種目及び第7条から前条までに規定する内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に、「これにより難しい」を「最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難しい」に改め、同条を第16条とし、同条の前に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条の次に次の2条を加える。

(旅費の請求手続)

第17条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者(以下「支出命令者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

（退職者等の旅費）

第18条 第3条第1項第2号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第5条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費」に改め、同条第2項から第10項までを削り、同条を第6条とし、同条の次に次の9条を加える。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第10条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び政策監（以下「市長等」という。）に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第8条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費

用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第9条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第10条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに

限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 自家用自動車(旅行者が旅行命令権者の承認を受けたものに限る。第23条第2項において同じ。)を利用する移動に要する費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第4号に掲げる費用の額は、路程1キロメートルにつき37円とする。この場合において、全路程を通算して計算し、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第11条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が必要があると認めるときは、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第12条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第13条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第14条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第15条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(家族移転費)

第15条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行すること

ができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

別表を削る。

(富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 富山市証人等の実費弁償に関する条例(平成17年富山市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第3条中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料(以下この条において「鉄道賃等」という。)」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、「別表に規定する一般職の最高級の職務にある者に支給される鉄道賃等の額とする」を「の規定により旅費の支給を受ける職員(同条例第7条第1項第5号に規定する市長等を除く。)の例による」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(富山市旅費支給条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の富山市旅費支給条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施

行日前に第1条の規定による改正前の富山市旅費支給条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第3項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第1項第2号から第4号までの規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項から第4項までの規定により旅費の支給を受けられることができる場合について適用し、旧条例第3条の規定により旅費の支給を受けられることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第24条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 第2条の規定による改正後の富山市証人等の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に市の議会、委員会及び委員等に出頭をし、又は参加をした選挙人又は関係人等（以下「証人等」という。）の当該出頭又は参加に係る実費弁償について適用し、施行日前に出頭をし又は参加をした証人等の当該出頭又は参加に係る実費弁償につ

いては、なお従前の例による。ただし、施行日前に出頭をし又は参加をした証人等の当該出頭又は参加に係る旅行で、施行日以後に旅行内容に変更が生じた場合は、同条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

議案第 2 3 号

富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

富山市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 6 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項第 2 号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、
「それぞれ次に」を「2 5, 7 0 0 円を超えない範囲内で自動車等の
使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからケまでを削り、
同条第 6 項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困
難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加える。

第 3 7 条に次の 1 号を加える。

(8) 職員の給食に係る経費

別表第 6 の 1 2 の項中

「

(7) 医師又は歯科医師が医療業務に従事したとき。 ア 主幹 イ 医長 ウ その他の医師	月額 6 5, 0 0 0 円 月額 5 5, 0 0 0 円 月額 5 0, 0 0 0 円
(8) 医師又は歯科医師（臨床研修指導医に限る。）が臨床研修医の指導業務に従事したとき。	日額 1, 0 0 0 円
(9) 看護師等又は保健師が血液若しくは体液の採取又は尿若しくは便の処理を行ったとき。	勤務 1 回 1 0 0 円
(10) 看護師等が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を深夜において行う看護業務に従事し	

を

たとき。

「

(7) 看護師等又は保健師が血液若しくは体液の採取又は尿若しくは便の処理を行ったとき。	勤務1回 100円
(8) 看護師等が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を深夜において行う看護業務に従事したとき。	

に

」

改め、同表中13の項を削り、14の項を13の項とし、15の項から17の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 2 4 号

富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の
件

富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(富山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山市職員の給与に関する条例(平成 1 7 年富山市条例第 6
2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「市内」を「当該地域における民間の賃金水準
を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して市長が定める地域
」に改め、同条第 2 項中「1 0 0 分の 4」を「1 0 0 分の 2 0 を超
えない範囲内で、前項の市長が定める地域ごとに市長が定める割合
」に改める。

第 1 3 条の 2 中「には」の次に「、前条の規定によりこの条の規
定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給
される場合を除き」を加える。

(富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改
正)

第 2 条 富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令
和 7 年富山市条例第 3 9 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「1 0 0 分の 4 を超えない範囲内で」を「1
0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で、改正後給与条例第 1 3 条第 1 項
の市長が定める地域ごとに」に改める。

(富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改
正)

第3条 富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年富山市条例第295号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「市内」を「当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 25 号

富山市民プラザホール条例の一部を改正する条例制定の件
富山市民プラザホール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市民プラザホール条例の一部を改正する条例
富山市民プラザホール条例（平成 17 年富山市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）（1 時間につき）」に改め、備考 5 を削り、備考 6 を備考 5 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

富山市舞台芸術パーク条例の一部を改正する条例制定の件
富山市舞台芸術パーク条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市舞台芸術パーク条例の一部を改正する条例
富山市舞台芸術パーク条例（平成 17 年富山市条例第 115 号）の
一部を次のように改正する。

別表中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）（1
時間につき）」に改め、備考 4 を削り、備考 5 を備考 4 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件
富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例
富山市芸術文化ホール条例（平成 17 年富山市条例第 116 号）の
一部を次のように改正する。

別表中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）（1
時間につき）」に改め、備考 6 を削り、備考 7 を備考 6 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

富山市婦中ふれあい館条例の一部を改正する条例制定の件
富山市婦中ふれあい館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市婦中ふれあい館条例の一部を改正する条例
富山市婦中ふれあい館条例（平成 17 年富山市条例第 281 号）の
一部を次のように改正する。

別表中「超過時間 1 時間当たりの金額（円）」を「時間外料金（円）
（1 時間につき）」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

富山市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定の件
富山市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
富山市行政財産使用料条例（平成 17 年富山市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「取り消し」を「取消し」に改める。

第 7 条中「定める」を「定める。」に改める。

別表第 2 超過料金の項及び備考 1 中「超過料金」を「延長料金」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 号の改正規定及び第 7 条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部を改正する条例
富山市地域し尿処理施設に関する条例（平成 17 年富山市条例第 182 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を実施させる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 1 号

富山市大沢野健康福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件

富山市大沢野健康福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市大沢野健康福祉センター条例の一部を改正する条例
富山市大沢野健康福祉センター条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 健康・交流プラザの項 (2) の表中

3 時間までの料金 (円)		単位	金額 (円)
6, 6 0 0	を	最初の 3 時間	6, 6 0 0
2, 2 0 0		最初の 3 時間	2, 2 0 0
1, 1 0 0		最初の 3 時間	1, 1 0 0

に、「超過料金 1 時間の料金 (円)」を「延長料金及び時間外料金 (円) (1 時間につき)」に改める。

別表 2 福祉プラザの項の表中

3 時間までの料金 (円)		単位	金額 (円)
3, 3 0 0	を	最初の 3 時間	3, 3 0 0
3, 3 0 0		最初の 3 時間	3, 3 0 0
2, 2 0 0		最初の 3 時間	2, 2 0 0
1, 1 0 0		最初の 3 時間	1, 1 0 0
1, 1 0 0		最初の 3 時間	1, 1 0 0
1, 1 0 0		最初の 3 時間	1, 1 0 0
1, 1 0 0		最初の 3 時間	1, 1 0 0
1, 1 0 0		最初の 3 時間	1, 1 0 0

に、「超過料金 1 時間の料金 (円)」を「延長料金及び時間外料金 (円) (1 時間につき)」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 2 号

富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
富山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市介護保険条例の一部を改正する条例

富山市介護保険条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 5 項を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 1 4 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第 2 9 4 条第 3 項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から附則第 1 7 項までにおいて同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 5 5 万 1, 0 0 0 円以上 6 5 万 1, 0 0 0 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 3 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 1 0 号ア、第 1 1 号ア、第 1 2 号ア及び第 1 3 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「いう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定」とあるのは、「いい、当該合計所得金額に所得税法第 2 8 条第 1 項に規定す

る給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。

15 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「いう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「いい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。

16 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「いう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「いい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、

同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上1

61万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い富山市市税条例（平成17年富山市条例第103号）第16条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い富山市市税条例第16条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い富山市市税条例第16条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、6

5万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 18 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 3 3 号

富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定の件

富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例（令和 7 年富山市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の見出しを「乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件」
に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所
」に改める。

第 1 1 条の見出し及び同条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「
乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 4 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通
園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事
業所」に改める。

第 2 1 条第 3 項中「利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（
平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項又は第 2 9 条第 1 項の確認
において定める利用定員をいう。）」を加える。

第 2 6 条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 4 号

富山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件

富山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 5 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 6 条—第 3 4 条）

第 3 章 雑則（第 3 5 条・第 3 6 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 3 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（一般原則）

第 3 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 5 4 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮

された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（暴力団員の排除）

第4条 特定乳児等通園支援事業の確認を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団員（富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）
- (2) 法人その他の団体で、その役員が暴力団員であるもの
- (3) 暴力団員がその事業活動を支配するもの

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第14条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（

法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。) から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第19条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども

に対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、第5条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第24条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第14条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第25条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第14条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為

その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をい

う。次項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
(苦情解決)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、

前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

- 6 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るため、苦情の解決に当たって当該特定乳児等通園支援事業所の職員以外の者を関与させなければならない。

(地域との連携等)

- 第31条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第32条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族その他の関係者に連絡し、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに当該賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

- 第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

- 第34条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する規則で定める記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、規則で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

3 前項の規定は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、同項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項」とあるのは「書面等による同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と読み替えるものとする。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 5 号

富山市呉羽会館条例の一部を改正する条例制定の件
富山市呉羽会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市呉羽会館条例の一部を改正する条例
富山市呉羽会館条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 2 0 号）の一部を
次のように改正する。

別表中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）（1
時間につき）」に改め、同表備考 2 を削り、備考 3 を備考 2 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 6 号

富山市新保文化会館条例の一部を改正する条例制定の件
富山市新保文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市新保文化会館条例の一部を改正する条例
富山市新保文化会館条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）（1 時間につき）」に改め、同表備考 2 を削り、備考 3 を備考 2 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 7 号

富山市富南会館条例の一部を改正する条例制定の件
富山市富南会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 8 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市富南会館条例の一部を改正する条例
富山市富南会館条例（平成 2 8 年富山市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）（1 時間につき）」に改め、同表備考 2 を削り、備考 3 を備考 2 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

富山市水橋会館条例の一部を改正する条例制定の件
富山市水橋会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 8 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市水橋会館条例の一部を改正する条例
富山市水橋会館条例（令和 4 年富山市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）（1 時間につき）」に改め、同表備考 3 を削り、備考 4 を備考 3 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

富山市大久保ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定
の件

富山市大久保ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市大久保ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
富山市大久保ふれあいセンター条例（平成 17 年富山市条例第 26
9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「超過時間 1 時間当たりの金額（円）」を「時間外料金（円）
（1 時間につき）」に改め、同表備考 6 中「所定の使用料」を「こ
の表に定める額」に、「額する」を「額とする」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 0 号

富山市大沢野会館条例の一部を改正する条例制定の件
富山市大沢野会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 8 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市大沢野会館条例の一部を改正する条例
富山市大沢野会館条例（令和 4 年富山市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）（1 時間につき）」に改め、備考 4 を削り、備考 5 を備考 4 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 1 号

富山市大山会館条例の一部を改正する条例制定の件
富山市大山会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 8 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市大山会館条例の一部を改正する条例
富山市大山会館条例（令和 4 年富山市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）（1 時間につき）」に改め、備考 3 を削り、備考 4 を備考 3 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 2 号

富山市八尾コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定の件

富山市八尾コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市八尾コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
富山市八尾コミュニティセンター条例（平成 1 7 年富山市条例第 2
7 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「使用時間区分による 1 時間当たりの金額（円）」を「金額（円）（1 時間につき）」に、「2 1 時以降の超過時間 1 時間当たりの金額」を「時間外料金（円）（1 時間につき）」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 3 号

富山市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
富山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市印鑑条例の一部を改正する条例

富山市印鑑条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 号中「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）の施行の日から施行する。

議案第 4 4 号

富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件
富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

富山市スポーツ施設条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 8 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 3 4 の項を削り、3 5 の項を 3 4 の項とし、3 6 の項から 4 4 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、4 5 の項を削り、4 6 の項を 4 4 の項とし、4 7 の項から 5 3 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

第 2 条の 2 中「3 3 の項まで、3 5 の項、3 6 の項、4 0 の項から 4 3 の項まで、4 9 の項及び 5 0 の項」を「3 5 の項まで、3 9 の項から 4 2 の項まで、4 7 の項及び 4 8 の項」に改める。

第 2 条の 3 第 3 号中「4 2 の項及び 4 3 の項」を「4 1 の項及び 4 2 の項」に改める。

第 7 条第 6 項中「もののほか、次に定めるところによる」を削り、同項各号を削り、同条第 7 項中「4 2 の項及び 4 3 の項」を「4 1 の項及び 4 2 の項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

8 使用時間の短縮による使用料等は、減額しない。

別表第 1 西大沢運動広場及び下タ北部グラウンドの項中「及び下タ北部グラウンド」を削り、同表大山総合グラウンドの項及び婦中スポーツプラザプールの項を削る。

別表第 2 の 1 の項 (1) の表中「2 時間につき」を「最初の 2 時間」に、「超過料金」を「延長料金及び時間外料金」に改め、同項 (2) の表並びに同表 2 の項 (1) の表及び (2) の表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同項 (3) の表中「2 時間につき」を「最初の 2 時間」に改め、同表備考 2 中「超過料金」を「延長料金」に改め、同表 3 の

項 (1) アの表中「2時間につき」を「最初の2時間」に、「超過料金」を「延長料金及び時間外料金」に改め、同項 (1) イの表及び (2) の表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同表4の項 (1) の表中「2時間につき」を「最初の2時間」に、「超過料金」を「延長料金及び時間外料金」に改め、同項 (2) の表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同表5の項の表中「2時間につき」を「最初の2時間」に、「超過料金」を「延長料金及び時間外料金」に改め、同表6の項の表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同表9の項 (1) の表中「2時間につき」を「最初の2時間」に、「超過料金」を「延長料金及び時間外料金」に改め、同項 (2) の表及び同表10の項の表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同表11の項 (1) の表中「2時間につき」を「最初の2時間」に、「超過料金」を「延長料金及び時間外料金」に改め、同項 (2) の表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同表13の項 (1) の表及び同表14の項 (1) の表中「2時間につき」を「最初の2時間」に改め、同表15の項 (1) の表中「2時間につき」を「最初の2時間」に、「超過料金」を「延長料金及び時間外料金」に改め、同項 (2) の表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同表16の項の表中「2時間につき」を「最初の2時間」に、「超過料金」を「延長料金及び時間外料金」に改め、同表17の項の表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同表18の項 (1) の表中「2時間につき」を「最初の2時間」に、「超過料金」を「延長料金及び時間外料金」に改め、同項 (2) の表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同表19の項 (1) の表中「2時間につき」を「最初の2時間」に、「超過料金」を「延長料金及び時間外料金」に改め、同項 (2) の表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同表20の項を削り、同表21の項の表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同項を同表20の項とし、同表22の項の表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同項を同表21の項とし、同表23の項 (2) の表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同項を同表22の項とし、同表24の項 (1) の表中「2時間につき」を「最初の2時間」に、「超過料金」を「延長

料金及び時間外料金」に改め、同項(2)の表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同項を同表23の項とし、同表25の項(1)の表中「2時間につき」を「最初の2時間」に、「超過料金」を「延長料金及び時間外料金」に改め、同項(2)の表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同項を同表24の項とし、同表26の項の表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同項を同表25の項とする。

別表第3の5の項(1)イの表中「超過料金」を「時間外料金」に改め、同項(2)の表中「2時間につき」を「最初の2時間」に、「超過料金」を「延長料金及び時間外料金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の改正規定中附則第4項のうち富山市スポーツ施設条例別表第3の改正規定を改める改正規定は、公布の日から施行する。

(富山市まちなかアリーナ条例の一部改正)

2 富山市まちなかアリーナ条例(令和7年富山市条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則第4項のうち富山市スポーツ施設条例別表第3の改正規定を次のように改める。

別表第3中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 3x3バスケットボールコート

種別	単位	金額(円)	時間外料金(円) (1時間につき)
入場無料の場合	2時間	1,100	550
入場有料の場合	につき	3,300	1,650

備考

1 この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで又は19時から21時までのいずれかの時間をいう。

2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。

3 附属設備の利用料金については、別に定める。

附則第5項のうち富山市スポーツ施設条例第2条の表の改正規定中「53の項まで」を「51の項まで」に改め、同項のうち富山市スポーツ施設条例第2条の2の改正規定を次のように改める。

第2条の2中「35の項まで、39の項から42の項まで、47の項及び48の項」を「34の項まで、38の項から41の項まで、46の項及び47の項」に改める。

附則第5項のうち富山市スポーツ施設条例第2条の3第3号及び第7条第7項の改正規定中「42の項及び43の項」を「41の項及び42の項」を「41の項及び42の項」を「40の項及び41の項」に改める。

議案第 4 5 号

富山市富山南総合公園文化体育施設条例の一部を改正する条例
制定の件

富山市富山南総合公園文化体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市富山南総合公園文化体育施設条例の一部を改正する条例
富山市富山南総合公園文化体育施設条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 富山能楽堂の項の表中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）（1 時間につき）」に改め、備考 5 を削り、備考 6 を備考 5 とする。

別表 2 体育文化センターの項 (1) アの表中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）（1 時間につき）」に改め、備考 4 を削り、備考 5 を備考 4 とする。

別表 2 体育文化センターの項 (1) イの表中「超過料金 1 時間につき（円）」を「延長料金及び時間外料金（円）（1 時間につき）」に、「2 時間につき」を「最初の 2 時間」に改め、備考 1 を削り、備考 2 を備考 1 とし、備考 3 を備考 2 とする。

別表 2 体育文化センターの項 (2) の表中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）（1 時間につき）」に改め、備考 2 を削り、備考 3 を備考 2 とする。

別表 3 庭球場の項の表中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）（1 時間につき）」に改め、備考 5 を削り、備考 6 を備考 5 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 6 号

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
富山市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「1. 5」を「2」に改める。

別表特別施設等使用料の部中

「

市民病院	特別室	A	1 人 1 日	1 3, 0 0 0 円	管理者が指定する室に限る。
		B		6, 5 0 0 円	
	個室	A		5, 5 0 0 円	
		B		4, 0 0 0 円	
	2 人室	A		2, 2 0 0 円	
		B		1, 1 0 0 円	
病衣使用料			5 0 円		
まちなか病院	特別室		5, 0 0 0 円		
	個室		3, 0 0 0 円	管理者が指定する室に限る。	
	2 人室		1, 5 0 0 円		

を

」

「

市民病院	特別室	A	1 人 1 日	1 3, 0 0 0 円	管理者が指定する室に限る。
		B		7, 8 0 0 円	
	個室	A		6, 6 0 0 円	
		B		4, 8 0 0 円	
	2 人室	A		2, 6 0 0 円	
		B		1, 3 0 0 円	
まちなか病院	特別室		6, 0 0 0 円		
	個室		3, 0 0 0 円	管理者が指定	

に

	2人室		1,800円	する室に限る。
--	-----	--	--------	---------

」

改め、同表非紹介患者加算料（市民病院に限る。）の部中

「

初診時	歯科口腔外科を 除く診療科目	1回	7,000円	を
	歯科口腔外科		5,000円	
再診時	歯科口腔外科を 除く診療科目		3,000円	
	歯科口腔外科		1,900円	

」

「

初診時	1回	7,000円	に改め、
再診時		3,000円	

」

同表産科診療料の部分べん介助料の項中

「

「110,000円」を「130,000円」に、「110,0

」

」

00円に」を「130,000円に」に、「70,000円」を「80,000円」に、「114,000円」を「134,000円」に、「72,000円」を「82,000円」に、「124,500円」を「144,500円」に、「77,250円」を「87,250円」に、「180,000円」を「200,000円」に、「105,000円」を「115,000円」に、「190,000円」を「210,000円」に、「1児につき110,000円」を「1児につき120,000円」に、「210,000円」を「230,000円」に、「1児につき120,000円」を「1児につき130,000円」に、「100,000円」を「120,000円」に、

「

「

「120,000円」を「140,000円」に、「130,0

」

」

00円」を「150,000円」に改め、同部新生児世話料の項中「8,000円」を「10,000円」に改め、同部胎盤処理料の項中「1,000円」を「2,200円」に改め、同部免疫学的妊娠反応検査料の項中「2,500円」を「3,100円」に改め、同部褥婦^{じよく}処置料の項中「2,000円」を「2,600円」に改め、同部避妊リング抜去料の項及び子宮内避妊システム抜去料の項中「5,000円」を「5,600円」に改め、同部人工妊娠中絶料の項中「90,000円」を「97,600円」に、「120,000円」を「175,000円」に、「150,000円」を「217,000円」に改め、同部永久不妊手術料の項中「120,000円」を「148,300円」に改め、同部緊急経口避妊薬（処方料を含む。）の項中「8,000円」を「10,000円」に改め、同表歯科診療料の部インプラントの項中「10,000円」を「12,000円」に、「62,000円」を「91,000円」に、「1,000円」を「1,500円」に改め、同表診断書交付手数料の部一般診断書の項中「1,500円」を「2,500円」に改め、同部死亡診断書の項中「1,500円」を「3,500円」に改め、同部死体検案書の項、厚生年金診断書の項、国民年金診断書の項及び恩給診断書の項中「3,000円」を「4,500円」に改め、同部身体障害者診断書の項及び精神障害者診断書の項中「1,600円」を「3,500円」に改め、同部病歴書の項中「3,500円」を「4,500円」に改め、同部その他の診断書の項中「3,000円」を「4,500円」に改め、同表証明書交付手数料の部一般証明書の項、医療費領収証明書の項、出産証明書の項及び死亡証明書の項中「1,500円」を「2,500円」に改め、同部自動車損害賠償責任保険の受給に関する証明書の項中「2,000円」を「4,500円」に改め、同部その他の証明書の項中「1,500円」を「2,500円」に改め、同表面談手数料の部医師面談料の項中「3,000円」を「5,000円」に改め、同部医師所見料の項中「10,000円」を「15,000円」に改

める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第 4 7 号

富山市商工業振興条例の一部を改正する条例制定の件
富山市商工業振興条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市商工業振興条例の一部を改正する条例
富山市商工業振興条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 8 7 号）の一部
を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「一部」の次に「及び保証料」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の富山市商工業振興条例の規定により融資のあっせんの申込みが行われている資金及び融資のあっせんが行われている資金に係る助成については、なお従前の例による。

議案第 4 8 号

富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター条例の一部
を改正する条例制定の件

富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター条例の一部
を改正する条例

富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター条例（平成 1 7
年富山市条例第 1 9 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）（1
時間につき）」に改め、同表中備考 2 を削り、備考 3 を備考 2 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 9 号

富山国際会議場条例の一部を改正する条例制定の件
富山国際会議場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山国際会議場条例の一部を改正する条例

富山国際会議場条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 2 2 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 1 中	「	超過料金 1 時 間につき（円 ）	「	時間外料金（ 円）（1 時間 につき）	に改め、同表
		3 0 , 6 9 0	を	4 6 , 0 4 0	
		6 , 1 6 0		9 , 2 4 0	
		4 , 0 7 0		6 , 1 1 0	
		1 , 9 8 0		2 , 9 7 0	
		1 , 6 5 0		2 , 4 8 0	
	1 , 2 1 0		1 , 8 2 0		
	」		」		

備考 1 を削り、同表備考 2 中「（夜間時間帯に使用する場合は、備考 1 の規定により算定した額を加算した額とする。）」を削り、同備考を同表備考 1 とし、同表備考 3 中「備考 2」を「備考 1」に改め、「（夜間時間帯に使用する場合は、備考 1 の規定により算定した額を加算した額とする。）」を削り、同備考を同表備考 2 とし、同表備考 4 中「備考 2 又は備考 3」を「備考 1 又は備考 2」に改め、「（夜間時間帯に使用する場合は、備考 1 の規定により算定した額を加算した額とする。）」を削り、同備考を同表備考 3 とし、同表備考 5 中「夜間時間帯に使用する場合は、備考 1 の規定により算定した額」を「開館時間以外の時間に使用する場合は、時間外料金の額」に改め、同備考を同表備考 4 とし、同表備考 6 中「夜間時間帯に使用する場合は、備考 1 の規定により算定した額を、」を削り、同備考を同表備考 5 とし、

同表備考7を削り、同表備考8を同表備考6とする。

別表第2中「超過料金1時間につき（円）」を「時間外料金（円）（1時間につき）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 0 号

富山市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
富山市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市特別会計条例の一部を改正する条例
富山市特別会計条例（平成 1 7 年富山市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 9 号を次のように改める。

(9) 富山市山田地域レクリエーション・観光施設事業特別会計 山
田地域レクリエーション・観光施設事業

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計の令和 7 年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

議案第 5 1 号

富山市山田自然休養村条例の一部を改正する条例制定の件
富山市山田自然休養村条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市山田自然休養村条例の一部を改正する条例
富山市山田自然休養村条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 1 7 号）の
一部を次のように改正する。

別表 3 富山市牛岳オートキャンプ場の表中

「

種別		
バンガロー（4人用）	宿泊	午後 1 時～翌日の午前 1 0 時
	日帰り	午前 1 0 時～午後 4 時
キャンプ場	宿泊	午後 1 時～翌日の午前 1 0 時
	日帰り	午前 1 0 時～午後 4 時

を

「

種別		単位
バンガロー（4人用）	宿泊	1 泊につき
	日帰り	1 回につき
キャンプ場	宿泊	1 泊につき
	日帰り	1 回につき

に

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 2 号

富山市職業訓練センター条例の一部を改正する条例制定の件
富山市職業訓練センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職業訓練センター条例の一部を改正する条例
富山市職業訓練センター条例（平成 2 3 年富山市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）（1 時間につき）」に改め、同表中備考 3 を削り、備考 4 を備考 3 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 3 号

富山市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件
富山市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市火入れに関する条例の一部を改正する条例
富山市火入れに関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項中「、異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報」に改め、同条第 2 項中「警報が」の次に「発表され、若しくは」を加える。

第 1 3 条中「消防長」を「消防局長」に改める。

第 1 6 条の見出し及び同条第 1 項中「消防署長」を「消防局長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 4 号

富山市農業集落污水处理施設条例の一部を改正する条例制定の
件

富山市農業集落污水处理施設条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市農業集落污水处理施設条例の一部を改正する条例
富山市農業集落污水处理施設条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 0 1
号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（
地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により
置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を
実施させる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 5 号

富山市 2 1 世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例の一部を改正する条例制定の件

富山市 2 1 世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市 2 1 世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例の一部を改正する条例

富山市 2 1 世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 4 第 1 号ア中「午後 2 時から翌日」を「使用を開始する日の午後 2 時から使用を終了する日」に改める。

別表中「1 日」を「1 泊」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 6 号

富山市割山森林公園条例の一部を改正する条例制定の件
富山市割山森林公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市割山森林公園条例の一部を改正する条例

富山市割山森林公園条例（平成 1 7 年条例第 2 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 4 第 1 号ア中「午後 1 時から翌日」を「使用を開始する日の午後 1 時から使用を終了する日」に改め、同条第 2 号ア中「午後 2 時から翌日」を「使用を開始する日の午後 2 時から使用を終了する日」に改める。

別表 1 オートキャンプサイトの表中「オートキャンプサイト」を「オートキャンプ場」に、

「

種別	単位
専用流し台付き	宿泊
	日帰り
専用流し台無し	宿泊
	日帰り
カーサイト	宿泊
	日帰り

を

」

「

種別	単位	
オートキャンプサイト （専用流し台付き）	宿泊	1 泊
	日帰り	1 回
オートキャンプサイト （専用流し台無し）	宿泊	1 泊
	日帰り	1 回
カーサイト	宿泊	1 泊
	日帰り	1 回

に改め、同表備考

」

1を削り、同表備考2を同表備考1とし、同表備考3中「使用時間」を「日帰りの場合において、6時間」に改め、同備考を同表備考2とし、同表備考4を同表備考3とする。

別表2 キャンプ場の表中

「

種別	単位
フリーサイト	宿泊 1張につき
	日帰り 1張につき
ソロサイト	宿泊 1張につき
	日帰り 1張につき

を

」

「

種別	単位
フリーサイト	宿泊 1張につき1泊
	日帰り 1張につき1回
ソロサイト	宿泊 1張につき1泊
	日帰り 1張につき1回

に改め、同表

」

備考1を削り、同表備考2を同表備考1とし、同表備考3中「使用時間」を「日帰りの場合において、6時間」に改め、同備考を同表備考2とし、同表備考4を同表備考3とする。

別表3 コテージ（4人用）の表中

「

単位
宿泊
日帰り
附属設備

を

「

種別	単位
宿泊	1泊
日帰り	1回
附属設備	

に改め、同表

」

」

備考1を削り、同表備考2を同表備考1とし、同表備考3を同表備考2とし、同表備考4を同表備考3とする。

別表4 ログハウス（8人用）の表中

「

単位
宿泊
日帰り

を

「

種別	単位
宿泊	1泊
日帰り	1回

に改め、同表

附属設備

附属設備	
------	--

備考1を削り、同表備考2を同表備考1とし、同表備考3を同表備考2とし、同表備考4を同表備考3とする。

別表5 グランピング施設（4人用）の表中

単位
宿泊
日帰り
附属設備

を

種別	単位
宿泊	1泊
日帰り	1回
附属設備	

に改め、同表

備考1を削り、同表備考2を同表備考1とし、同表備考3を同表備考2とし、同表備考4を同表備考3とする。

別表6 バーベキュー棟の表を次のように改める。

6 バーベキュー棟

種別	単位	金額（円）	延長料金（円） （1時間につき）
1卓	最初の2時間	3,200	1,200
附属設備		規則で定める額	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 7 号

富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件
富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例
富山市公設地方卸売市場条例（平成 2 2 年富山市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 3 条の次に次の 1 条を加える。

（指定飲食料品等に該当する取扱品目等の公表）

第 4 3 条の 2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 5 9 号。以下この条において「食品等持続的供給法」という。）第 4 2 条第 1 項に規定する指定飲食料品等

(2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第 3 6 条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 8 号

富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件
富山市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市公民館条例の一部を改正する条例
富山市公民館条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 5 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 富山市立細入公民館北部分館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

議案第 5 9 号

富山市馬場家条例の一部を改正する条例制定の件
富山市馬場家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市馬場家条例の一部を改正する条例
富山市馬場家条例（令和 2 年富山市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

「

超過料金 1 時間 につき（円）	
別表第 2 中	4 1 0
	4 1 0

」

を削り、同表備考 3 を削り、同表

備考 4 を同表備考 3 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 0 号

富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
富山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市手数料条例の一部を改正する条例

富山市手数料条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 8 2 の部第 3 号から第 9 号までを削る。

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 8 5 の部 5 3 の項中「第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項」を「第 1 3 7 条の 1 2 第 1 1 項」に改め、同部 5 4 の項中「第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項」を「第 1 3 7 条の 1 2 第 1 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 1 号

富山市まちなか賑わい広場等条例の一部を改正する条例制定の
件

富山市まちなか賑わい広場等条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市まちなか賑わい広場等条例の一部を改正する条例
富山市まちなか賑わい広場等条例（平成 1 9 年富山市条例第 2 6 号
）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）
（1 時間につき）」に改め、同表備考 2 を削り、同表備考 3 を同表備
考 2 とする。

別表第 2 中「超過料金 1 時間につき（円）」を「時間外料金（円）
（1 時間につき）」に改め、同表備考 2 を削り、同表備考 3 を同表備
考 2 とし、同表備考 4 を同表備考 3 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 2 号

富山市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例制定の件
富山市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例
富山市ファミリーパーク条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 3 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条の 4 第 2 号中「2 月末日」を「2 月 2 3 日」に改める。

第 4 条の 5 中第 2 号を第 3 号とし、同条第 1 号中「3 月 1 日から同
月 1 4 日まで」を「2 月 2 4 日から 3 月 1 4 日まで」に改め、同号を
同条第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 毎月の第 1 火曜日及び第 3 火曜日（これらの日が国民の祝日に
関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日に当た
るときを除く。）

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 3 号

富山市地域広場条例の一部を改正する条例制定の件
富山市地域広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市地域広場条例の一部を改正する条例
富山市地域広場条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 3 5 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 1 富山市猪谷地域広場の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 4 号

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等
に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等
に関する条例の一部を改正する条例

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関
する条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9 3 号）の一部を次のように改
正する。

第 2 条第 4 項第 2 号中「1 1, 0 7 3. 7 ヘクタール」を「1 1,
0 7 6. 7 ヘクタール」に改め、同項第 3 号中「3 7 6, 3 6 0 人」
を「3 7 8, 5 7 0 人」に改め、同項第 4 号中「2 5 9, 1 2 0 立方
メートル」を「2 5 7, 6 2 0 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 5 号

富山市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件
富山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

富山市水道事業給水条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「（以下）」を「（第 1 1 条第 1 項を除き、以下）」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「管理者」を「富山市上下水道事業管理者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、富山市上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 1 1 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等（指定給水装置工事事業者又は前項ただし書の規定により管理者が他の市町村長若しくは他の市町村長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めた場合における当該者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 3 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第 1 2 条第 2 項及び第 3 4 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 6 号

富山市下水道条例の一部を改正する条例制定の件
富山市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市下水道条例の一部を改正する条例

富山市下水道条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「専属する」を「選任されている」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 67 号

富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

富山市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年富山市条例第 291 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9,700 円」を「10,000 円」に改め、同号ただし書中「14,500 円」を「15,000 円」に改め、同条第 3 項中「100 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を、第 3 号から第 6 号まで」を「433 円を、第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富山市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以

後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 6 8 号

辺地に係る総合整備計画策定の件

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

総合整備計画書

富山県富山市 大山辺地
 (辺地の人口578人 面積73.6km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

富山市 本宮、原、亀谷、小見、和田、大山松木、牧、才覚地、水須、中地山、
 岡田、新町、西小俣、東小俣

(2) 地域の中心の位置 富山市小見字大畑割173番1

(3) 辺地度数 119点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、山村振興法に基づく振興山村の指定を受けた旧大山村に属し、かつ、特別豪雪地帯にも指定された過疎化、高齢化が進む地域であり、社会環境整備が市街地より遅れた山村地域である。

このことから、住民福祉の向上を図るための生活環境整備として、道路、林道、下水処理施設、消防施設、住民の交通の便に供するための自動車の整備が必要である。また、当地域における観光関連事業は、過疎化を緩和させるうえで大きな役割を果たしているため、観光・レクリエーション施設の整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	富山市	50,000	27,500	22,500	2,300
林道		67,000	27,500	39,500	39,500
下水処理施設		89,000	59,700	29,300	25,700
消防施設		80,700	0	80,700	79,000
自動車		6,000	0	6,000	6,000
観光・レクリエーション施設		54,500	4,000	50,500	50,000
合計		347,200	118,700	228,500	202,500

総合整備計画書

富山県富山市 福沢辺地
 (辺地の人口61人 面積29.0km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

富山市 棚ヶ原、砂見、小谷、日尾、瀬戸、馬瀬、石渕、下双嶺、大清水、大双嶺、小坂、千長原

(2) 地域の中心の位置 富山市日尾字山口割207番1

(3) 辺地度点数 133点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、山村振興法に基づく振興山村の指定を受けた旧福沢村に属し、かつ、特別豪雪地帯にも指定された過疎化、高齢化が進む地域であり、社会環境整備が市街地より遅れた山村地域である。

このことから、住民福祉の向上を図るための生活環境整備として、道路、林道、下水処理施設、住民の交通の便に供するための自動車の整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	富山市	38,000	0	38,000	38,000
林道		20,000	10,000	10,000	10,000
下水処理施設		37,000	18,500	18,500	18,500
自動車		13,000	0	13,000	13,000
合計		108,000	28,500	79,500	79,500

総合整備計画書

富山県富山市 八尾辺地

(辺地の人口 272 人 面積 163.3 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

富山市 八尾町清水、八尾町花房、八尾町薄尾、八尾町栗須、八尾町専沢、八尾町中山、八尾町横平、八尾町二屋、八尾町越後谷、八尾町安谷、八尾町上牧、八尾町島地、八尾町下島、八尾町中島、八尾町内名、八尾町水無、八尾町西原、八尾町田頭、八尾町高野、八尾町栃折、八尾町庵谷、八尾町新屋、八尾町東原、八尾町杉平、八尾町切詰、八尾町大下、八尾町下仁歩、八尾町中仁歩、八尾町上仁歩、八尾町入谷、八尾町草蓮坂、八尾町鼠谷、八尾町平沢、八尾町三ツ松、八尾町正間、八尾町倉ヶ谷、八尾町武道原、八尾町土玉生、八尾町小谷、八尾町山中、八尾町茗ヶ島、八尾町吉友、八尾町大玉生、八尾町尾畑、八尾町小畑、八尾町東布谷、八尾町布谷、八尾町赤石、八尾町東松瀬、八尾町西松瀬、八尾町獵師ヶ原、八尾町桂原、八尾町谷折、八尾町小原、八尾町滝脇、八尾町桐谷、八尾町小井波、八尾町竹ノ内、八尾町宮ヶ島、八尾町尾久、八尾町窪、八尾町天池、八尾町高瀬、八尾町追分、八尾町足谷、八尾町大道

(2) 地域の中心の位置 富山市八尾町三ツ松字白坂932番

(3) 辺地度点数 245点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、四方を山々に囲まれ、谷間に集落が点在した特別豪雪地帯であり、過疎化及び高齢化が進む中山間地域である。

このことから、住民福祉の向上を図るための生活環境整備として、道路、林道、下水処理施設、住民の交通の便に供するための自動車の整備が必要である。また、当地域における観光関連事業での安全性を確保するため、観光・レクリエーション施設の改修が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	富山市	81,000	20,000	61,000	61,000
林道		118,800	57,900	60,900	53,800
下水処理施設		63,000	31,500	31,500	31,500
自動車		34,000	0	34,000	34,000
観光・レクリエーション施設		77,900	9,400	68,500	68,400
合計		374,700	118,800	255,900	248,700

総合整備計画書

富山県富山市 山田辺地

(辺地の人口 210 人 面積 12.9 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

富山市 山田沼又、山田牧、山田清水、山田今山田、山田鍋谷、山田谷、山田若土

(2) 地域の中心の位置 富山市山田沼又字大野4 2 5 番 1

(3) 辺地度点数 2 2 6 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、富山市の南西部に位置する特別豪雪地帯であり、山間に集落が点在し、過疎化及び高齢化の進行が著しい中山間地域である。

このことから、地域住民の生活環境の改善や利便性の向上を図るため、林道及び下水処理施設の整備が必要である。また、当地域における観光関連事業は、過疎化を緩和させるうえで大きな役割を果たしているため、観光・レクリエーション施設の整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	富山市	18,000	9,000	9,000	9,000
下水処理施設		57,000	28,500	28,500	28,500
観光・レクリエーション施設		920,300	0	920,300	920,000
合計		995,300	37,500	957,800	957,500

総合整備計画書

富山県富山市 神通南部辺地

(辺地の人口 322 人 面積 39.9 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

富山市 片掛、猪谷、蟹寺、加賀沢、薄波、吉野、伏木、小糸、舟渡、東猪谷

(2) 地域の中心の位置 富山市猪谷字旦暮941番1

(3) 辺地度点数 157点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、富山市の南端の岐阜県境に位置する特別豪雪地帯を含む地域であり、神通川上流の峡谷に沿って集落が点在し、過疎化及び高齢化の進行が著しい中山間地域である。

このことから、地域住民の生活環境の改善や利便性の向上を図るため、道路、林道、消防施設の整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	富山市	64,000	0	64,000	64,000
林道		38,000	19,000	19,000	19,000
消防施設		17,000	0	17,000	17,000
合計		119,000	19,000	100,000	100,000

議案第 69 号

財産の無償貸付の件

次のとおり土地を無償貸付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 無償で貸付する土地
 - (1) 場 所 富山市楡原字西下島1871番3
 - (2) 面 積 23,072.27㎡
- 2 貸付の目的 PPAによる公共施設（市有遊休地）へのPV導入事業用地
- 3 貸付の相手方 富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社
代表取締役社長社長執行役員 松田 光司
- 4 無償貸付の期間 令和8年4月1日から20年間

議案第 7 0 号

財産の無償貸付の件

次のとおり建物及び施設を無償貸付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

記

1 無償で貸付する財産

ア) 建物

(1) 山田米乾燥調製育苗施設

①場 所 富山市山田中瀬4309番地1

②構 造 鉄骨造平屋建

③床面積 1,917.8㎡

イ) 施設

(1) 育苗用施設（パイプハウス30棟）

(2) その他事業用設備

2 貸付の目的 特定非営利活動法人山田地域農業振興会
農業用施設

3 貸付の相手方 富山市山田中瀬4309番地1
特定非営利活動法人山田地域農業振興会
理事長 谷井 傳治

4 無償貸付の期間 令和8年4月1日から3年間

議案第 7 1 号

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道路線を次のとおり認定及び廃止する。

令和8年2月27日提出

富山市長 藤 井 裕 久

市道認定調書

図面对照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
17-252	下富居39号線	富山市 下富居字勝膳割 富山市 下富居字勝膳割	157番17地先 157番64地先
17-253	下富居40号線	富山市 下富居字勝膳割 富山市 下富居字勝膳割	157番42地先 157番46地先
17-254	下富居41号線	富山市 下富居字勝膳割 富山市 下富居字稻荷割	1番12地先 1番56地先
17-255	下富居42号線	富山市 下富居字稻荷割 富山市 下富居字稻荷割	1番76地先 1番72地先
17-256	千成町下富居線	富山市 千 成 町 富山市 下富居字稻荷割	29番11地先 1番48地先
17-257	下富居43号線	富山市 下富居字稻荷割 富山市 下富居字稻荷割	1番54地先 1番27地先
17-258	下富居44号線	富山市 下富居字稻荷割 富山市 下富居字勝膳割	1番18地先 1番27地先
17-259	下富居45号線	富山市 下富居字稻荷割 富山市 下富居字八幡割	1番87地先 41番43地先
17-260	下富居46号線	富山市 下富居字八幡割 富山市 下富居字八幡割	41番52地先 41番59地先
17-261	下富居47号線	富山市 下富居字八幡割 富山市 下富居字八幡割	41番33地先 59番4地先
17-262	下富居48号線	富山市 下富居字八幡割 富山市 下富居字八幡割	64番1地先 41番23地先
17-263	千成町鍋田線	富山市 千 成 町 富山市 鍋 田	96番17地先 75番14地先
17-264	鍋田中富居新町1号線	富山市 鍋 田 富山市 中 富 居 新 町	75番13地先 33番23地先

図面对照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
17-265	中富居新町1号線	富山市 中富居新町	33番18地先
		富山市 中富居新町	33番27地先
17-266	鍋田中富居新町2号線	富山市 鍋 田	33番12地先
		富山市 中富居新町	33番1地先
18-359	中島44号線	富山市 中島二丁目字二番割	6番18地先
		富山市 中島二丁目字二番割	59番14地先
18-360	中島45号線	富山市 中島二丁目字二番割	47番5地先
		富山市 中島二丁目字二番割	6番28地先
18-361	中島46号線	富山市 中島二丁目字西腰前割	21番8地先
		富山市 中島二丁目字西腰前割	21番13地先
18-362	中島47号線	富山市 中島四丁目	15番6地先
		富山市 中島四丁目	15番8地先
18-363	奥田町1号線	富山市 奥田町字屋敷田	81番5地先
		富山市 奥田町字屋敷田	64番4地先
19-366	経堂中間島線	富山市 経堂三丁目	118番地先
		富山市 金 代	2番2地先
19-402	上飯野新町41号線	富山市 上飯野新町一丁目	203番地先
		富山市 上飯野字蓮花寺	81番14地先
19-569	新庄町22号線	富山市 上飯野新町三丁目	400番5地先
		富山市 新庄町字観音寺割	22番4地先
20-216	金代18号線	富山市 金 代	174番13地先
		富山市 金 代	174番18地先
20-440	金代26号線	富山市 金 代	196番20地先
		富山市 金 代	196番1地先
20-441	大島35号線	富山市 大島二丁目	443番地先
		富山市 大島二丁目	443番18地先

図面对照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
20-442	大島36号線	富山市 大島二丁目	411番16地先
		富山市 大島二丁目	422番11地先
20-443	大島37号線	富山市 大島二丁目	422番12地先
		富山市 大島二丁目	422番14地先
22-675	山室59号線	富山市 山室字東田割	303番18地先
		富山市 山室字東田割	303番27地先
22-676	山室60号線	富山市 山室字東田割	303番20地先
		富山市 山室字東田割	303番20地先
22-677	山室61号線	富山市 山室字東田割	303番25地先
		富山市 山室字東田割	303番25地先
22-678	中川原38号線	富山市 中川原字八幡田割	287番5地先
		富山市 中川原字八幡田割	155番6地先
22-679	中川原39号線	富山市 中川原字八幡田割	293番7地先
		富山市 中川原字八幡田割	293番7地先
23-465	大町45号線	富山市 大町字市右工門割	281番11地先
		富山市 大町字市右工門割	293番12地先
23-495	大泉1区南部20号線	富山市 大泉字中野坪割	326番20地先
		富山市 大 泉	1番5地先
23-496	大泉1区南部21号線	富山市 大泉字中野坪割	326番10地先
		富山市 大泉字中野坪割	326番7地先
23-497	大泉1区南部22号線	富山市 大 町	23番4地先
		富山市 大 泉	1番5地先
23-498	大町46号線	富山市 大町字市右工門割	285番2地先
		富山市 大町字市右工門割	285番16地先
23-499	本郷町4区16号線	富山市 本郷町字水上割	209番10地先
		富山市 本郷町字水上割	209番29地先

図面对照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
24-425	小杉65号線	富山市 小 杉	280番4地先
		富山市 小 杉	280番5地先
24-426	黒瀬34号線	富山市 黒 瀬	876番2地先
		富山市 黒 瀬	876番4地先
52-1473	下大久保29号線	富山市 下大久保字二番割	2020番33地先
		富山市 下大久保字二番割	2020番20地先
52-1474	下大久保30号線	富山市 下大久保字二番割	2020番37地先
		富山市 下大久保字二番割	2020番25地先
52-1475	下大久保31号線	富山市 下大久保字二番割	2020番26地先
		富山市 下大久保字二番割	2020番25地先
52-1476	下大久保32号線	富山市 上大久保字屋敷島割	777番1地先
		富山市 下大久保字二番割	2020番24地先
52-1477	下大久保33号線	富山市 下大久保字四番割	1451番3地先
		富山市 下大久保字四番割	1451番7地先
52-1478	下大久保34号線	富山市 下大久保字四番割	1451番12地先
		富山市 下大久保字四番割	1451番15地先
52-1479	下大久保35号線	富山市 下大久保字四番割	1451番20地先
		富山市 下大久保字四番割	1431番3地先
52-1480	下大久保36号線	富山市 下大久保字四番割	1451番31地先
		富山市 下大久保字四番割	1451番33地先
52-1481	下大久保37号線	富山市 下大久保字四番割	1451番23地先
		富山市 下大久保字四番割	1451番39地先
52-1482	中大久保上大久保2号線	富山市 中大久保字東入割	44番23地先
		富山市 中大久保字東入割	56番地先
52-1483	中大久保3号線	富山市 中大久保字東入割	52番1地先
		富山市 中大久保字東入割	55番2地先

図面对照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
52-1484	上大久保11号線	富山市	上大久保字牛ヶ花割 1713番30地先 上大久保字牛ヶ花割 1713番15地先

市道廃止調書

図面对照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
17-200	千成町16号線	富山市 千 成 町 富山市 千 成 町	9 6 番 1 7 地先 2 9 番 9 地先
17-202	中富居11号線	富山市 鍋 田 字 鶴 田 富山市 中富居字穴田割	4 6 番 1 地先 4 8 番 4 1 地先
17-250	千成町19号線	富山市 千 成 町 富山市 下富居字稻荷割	2 9 番 1 1 地先 1 番 2 6 地先
19-366	経堂中間島線	富山市 経 堂 字 苗 代 割 富山市 経 堂 二 丁 目	1 2 8 番 7 地先 1 2 番 地 先
19-402	上飯野新町41号線	富山市 上飯野新町二丁目 富山市 上飯野新町五丁目	2 0 3 番 地 先 6 9 番 地 先
20-216	金代18号線	富山市 金 代 富山市 金 代	1 7 4 番 1 3 地先 1 9 6 番 地 先
23-465	大町45号線	富山市 大町字市右工門割 富山市 大町字市右工門割	2 8 1 番 1 1 地先 2 8 1 番 1 9 地先
29-185	水橋大正町3号線	富山市 水橋辻ヶ堂字山田割 富山市 水橋辻ヶ堂字山田割	1 2 3 番 3 9 地先 1 2 7 番 9 地先
29-495	水橋石政4号線	富山市 水 橋 石 政 富山市 水 橋 柳 寺	3 8 2 番 地 先 2 0 0 番 地 先